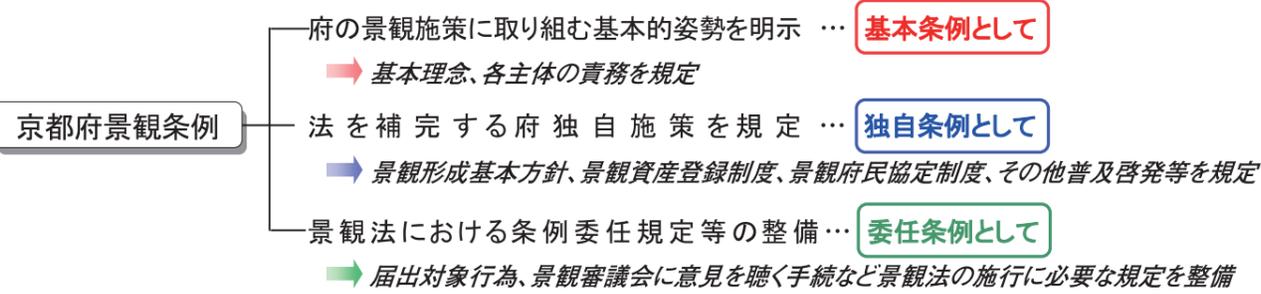


京都府景観条例のあらまし

条例はその目的別に3つの分野から構成されています。



京都府景観条例

前文

府における良好な景観の形成のための基本理念を定め、景観法に基づく施策とともに、地域の個性と特色を生かした良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することにより、潤いのある生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図るため、この条例を制定します。

基本理念

- 府民の資産として良好な景観を将来へ継承**
 - 府民共通の資産として、受け継ぎ、育て、かつ、創造して、将来に継承されることとなるよう、整備及び保全を図ります。
- 景観の成り立ちの認識と生活、生業、経済活動等の調和**
 - 地域の自然、歴史、文化等とのかかわりの中で、人々の生活、生業、経済活動等と深く結びついて形成されることから、これらが調和することとなるよう、整備及び保全を図ります。
- 景観形成の取組と地域活性化**
 - 景観に関する取組を通じて地域が活性化し、その地域の活性化により、更に良好な景観が形成されることとなるよう、整備及び保全を図ります。
- 各主体の役割分担と協働**
 - 府、市町村、府民及び事業者の適切な役割分担と協働の下、それらの積極的な取組により、整備及び保全を図ります。

責務

京都府の責務

- 基本理念に則り、総合的かつ計画的景観施策を策定し実施します。
- 地域特性に応じた景観に配慮した公共事業を実施します。
- 市町村、府民及び事業者の主体的かつ積極的な取組を支援します。

府民の責務

- 基本理念に則り、良好な景観形成に関する理解を深め、積極的な役割を果たすよう努めます。
- 府が実施する景観施策に協力していただきます。

事業者の責務

- 基本理念に則り、土地の利用等の事業活動に関し、良好な景観の形成に自ら努めていただきます。
- 地域社会の一員として、府が実施する景観施策に協力していただきます。

役割分担と協働の関係



- 身近な景観形成やまちづくりの取組は府民・事業者・市町村が主体です。
- 京都府は、この3者の繋がりを基本として、必要な支援や協働の取組を進めます。

良好な景観の形成に関する施策

良好な景観形成推進の礎づくり・人づくりを進めます。

京都府景観形成基本方針の策定

府域の良好な景観の形成に関する施策目標、施策体系等を示し、景観施策を総合的かつ計画的に推進します。

公共事業景観形成指針の策定

府の公共事業の計画・施行・管理の際の景観に関する配慮指針を策定し、公共事業による良好な景観形成を推進します。

景観への理解を深める

府民等が、地域の魅力ある景観の価値を認識し、理解を深め、自主的取組が進むよう、研修会の実施、学校教育分野における景観学習支援、表彰等の普及啓発施策を実施します。

景観計画策定に繋がる府民活動を支援する仕組みを創設します。

景観資産登録

良好な景観の形成に資する建造物、樹木、まちなみや眺望などを景観資産として登録します。

景観府民協定

府民が主体となったきめ細やかなルールづくりを支援します。(全員合意による協定を認定)

景観法等を活用した景観形成を推進します。

景観計画策定方針の明示

府は、広域的景観資源や府を代表する景観資源を含む地域において、必要な場合に景観計画を策定します。

市町村への支援

府は、市町村が景観行政団体として施策を実施することとなるよう、必要な支援を行います。

文化的景観の形成

文化的景観の保存及び活用を図ることにより、府の特徴ある文化的景観の形成を推進します。

農山漁村における景観の形成

農林漁業及び観光の振興等による地域の活性化を図るための施策を実施することにより、農山漁村における良好な景観の形成を推進します。

景観法の施行に関する事項

- 京都府が景観行政団体として景観法に基づく景観計画の策定及び運用に当たり、必要な規定を定めます。
- 景観計画の策定、景観計画に基づく届出に対する勧告行為及び変更命令等を行う場合の京都府景観審議会への意見聴取の規定
 - 届出を要する行為及び変更命令等の対象とする行為のうち、景観法において条例で定めるべき事項とされている事項

京都府景観審議会

- 府域の景観形成の推進に関する調査審議機関として京都府景観審議会を設置します。
- 京都府景観形成基本方針及び公共事業景観形成指針の策定の審議、景観資産の登録時の意見聴取
 - 景観法に基づく、勧告及び変更命令等を行う際の意見聴取
 - その他の府における景観形成の推進に関する重要事項の審議